

## 家族介護支援業務要綱

### （目的）

第 1 条 この要綱は，函館市保健福祉部高齢福祉課において家族介護支援業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について，必要な事項を定めることを目的とする。

### （身分）

第 2 条 会計年度任用職員は，地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

### （業務）

第 3 条 会計年度任用職員の業務は，次のとおりとする。

- （1）高齢者等を在宅で介護している家族等（以下「家族介護者」という。）からの各種相談および関係機関との連絡調整に関すること
- （2）家族介護者への積極的アプローチに関すること
- （3）家族介護者同士の交流に関すること
- （4）その他所属長が必要と認める業務

### （任用期間）

第 4 条 会計年度任用職員の任用期間は，任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### （勤務時間等）

第 5 条 会計年度任用職員の勤務時間等は，次のとおりとする。

- （1）次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし，所属長が特に必要と認める場合は，週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において，勤務日を振り替えし，または代休日を与えることができる。

| 勤務日          | 勤務形態 | 勤務時間                                                      |
|--------------|------|-----------------------------------------------------------|
| 月～木曜日<br>金曜日 | A 勤務 | 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで<br>午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで |

(2) 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1 時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日、1 月 3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。